

宮城野原広域防災拠点整備事業に係る大規模事業評価調書の要旨

土木部都市計画課

平成26年1月作成

行政活動の評価に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、宮城野原広域防災拠点整備事業に係る大規模事業評価の「評価調書」を作成した。その要旨については、次のとおりである。

1 対象事業名

宮城野原広域防災拠点整備事業

2 事業の概要

本事業は、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害時には、他県からの広域支援部隊のベースキャンプや支援物資の流通配給基地、域外搬送拠点となるスペースが必要であることから、都市公園事業により宮城野原公園を拡張し、県内をカバーする広域防災拠点を整備するものである。

[参考]

予 定 地：仙台市宮城野区宮城野三丁目

敷地面積：A = 170,000㎡

建設費：300.0億円

事業規模

【事業面積】170,000㎡

【公園種別】都市公園

【主要施設】防災センター、ヘリポート、多目的広場・駐車場等（荷捌き場、野営場）

3 スケジュール

平成25年度 大規模事業評価

平成26年度 基本設計

平成27年度～用地買収、ターミナル駅移転

平成31年度～工事着手

供用開始予定 平成32年度

4 県の評価

今後の災害から県民を守るためには、大規模災害時に迅速かつ的確に災害救助活動を行うことができる活動拠点や物資集積拠点などの機能を有する広域防災拠点をできるだけ早く整備する必要がある。また、環境への影響も少なく、大規模災害発生時以外の平常時には、宮城野原公園総合運動場との一体的利用に配慮した公園、緑地として広く県民に利用されることから、当該事業を実施することは適切であると判断した。